

令和3年度 伊東市長寿ふれあい交流事業助成金手続き等の流れ

敬老会事業

記念品事業どちらか一方

敬老会に出席した高齢者数×1,000円及び敬老会に出席した人数に応じた助成額を基本額とし、総額が基本額を超えた場合は、(総額－基本額)×1/2相当額についても助成する。

<事例：●●町内会の場合>

【事業の計画】 ●●町内会館で会食とビンゴ大会を計画した。

敬老の日の9月15日(木)午前11時30分から約2時間程度の開催、参加者を30人とし、経費を見込んだ。町内で案内チラシを作成し、事前申込み制とする。

【申請手続き(約2～3週間前)】 ●●町内会→市へ(申請額：51,000円)

※申請額の計算方法は、別紙「長寿ふれあい交流事業実施計画書記入例」をご覧ください。
「①補助金等の交付申請書」に「②長寿ふれあい交流事業実施計画書」を添付して、市役所高齢者福祉課にご提出ください。

【交付決定通知】 市→●●町内会へ(交付決定額51,000円)

上記の申請書に基づき、交付決定額を通知します。

【請書の提出】 ●●町内会→市へ **【交付決定通知】**の通知書と一緒に同封されています。

【事業の実施(敬老会の開催)】

回覧板等で広報した結果、当初30人を見込んだ事業としたが、22人の申込みがあり、事業を実施した。総事業費は43,900円(市助成金は37,950円)となった。

【事業完了(敬老会終了後)に関する手続き】 ●●町内会→市へ(報告額37,950円)

- ① **<未提出の場合>請書** ※上記3つ前の**【交付決定通知】**の通知書と一緒に同封されています。
- ② **補助事業等完了報告** ※事前申請時と同じ「印鑑」を持参の上、高齢者福祉課にご提出ください。
- ③ **長寿ふれあい交流事業参加者名簿(第2号様式)**
- ④ **長寿ふれあい交流事業収支精算書**(総事業費等の変更があった場合は、変更後の金額で作成する。
(例：当初51,000円で申請したが、報告の際は37,950円で作成))
- ⑤ **請求兼領収書(※押印必要)** ※振込する通帳と照会し、口座名義や口座番号の確認をお願いします。
※訂正箇所がある場合もありますので「印鑑」を持参ください。
- ⑥ **振込口座の通帳の写し(銀行支店名・口座番号等の記載面)** ※本年度初めて申請を行う団体は必須
- ⑦ **領収書 等** (事業内容がわかるものが他にあれば添付してください)

【助成金の支払い(完了報告から約1か月後)】 市→●●町内会

完了報告書類の提出から「約1か月後」に指定の口座に助成金を振込させていただきます。

※注意※ 参加した高齢者の対象要件を調査し、年齢等が非該当の場合は交付金額の減額もあります。